

第21号議案

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

熱中症を発症する危険性の高い環境下において、屋外での業務等に従事した職員に夏季作業手当を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第　　号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(支給取扱い)		(支給取扱い)	
第4条 (略)		第4条 (略)	
2～4 (略)		2～4 (略)	
5 第2項の規定にかかわらず、別表防疫手当の項又は夏季作業手当の項に規定する業務に従事した場合の手当の額は、それぞれ同項に規定する手当の額とする。		5 第2項の規定にかかわらず、別表防疫手当の項に規定する業務に従事した場合の手当の額は、同項に規定する手当の額とする。	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	支給される職員の範囲	支給額	支給額
防疫手当～汚物取扱手当	(略)		
夏季作業手当	1 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第	1時間以上にわたり、従事した場合	1日につき200円

改正後		改正前	
1 8 条の熱中症警戒情報 又は同法第 19 条第 1 項 の熱中症特別警戒情報が 兵庫県に発表された期間 において、屋外で行う必 要がある業務又は市長が 別に定める業務（以下 「屋外業務等」とい う。）に従事した職員	(3 時間以上従事した場合 は、 500 円)		
2 市の区域外に出張又は 派遣され、気候変動適応 法第 18 条の熱中症警戒 情報又は同法第 19 条第 1 項の熱中症特別警戒情 報が当該地域に発表され た期間において、屋外業 務等に従事した職員	1 時間以上にわたり、従事し た場合 1 日につき 200 円 (3 時間以上従事した場合 は、 500 円)		
非常作 業手当 ～年末 年始等 特別勤 務手当	(略)	非常作 業手当 ～年末 年始等 特別勤 務手当	(略)

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参 照

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

熱中症を発症する危険性の高い環境下において、屋外での業務等に従事した職員に夏季作業手当を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 次に定める業務に従事した職員に夏季作業手当を支給することとする。

(別表関係)

ア 夏季作業手当を支給される職員

(ア) 熱中症警戒アラート又は熱中症特別警戒アラートが兵庫県に発表された期間において、屋外で行う必要がある業務又は市長が別に定める業務（※）（以下「屋外業務等」という。）に従事した職員

(イ) 市の区域外に出張又は派遣され、熱中症警戒アラート又は熱中症特別警戒アラートが当該地域に発表された期間において、屋外業務等に従事した職員

イ 夏季作業手当の支給額

支給対象	支給額
1時間以上にわたり、従事した場合	1日につき200円
3時間以上にわたり、従事した場合	1日につき500円

※ 市長が別に定める業務は、屋内での業務のうち、熱中症を発症する危険性の高い環境下において従事する業務とする。

<参考>

技能職員の夏季作業手当は、アに定めるもののほか、次に定める業務に従事した場合に支給することとし、芦屋市技能職員の給与に関する規則を改正する予定としている。

支給対象	支給額
ごみ収集車の運転業務に従事した場合	1日につき200円
小学校、こども園及び保育所の調理業務に従事	

した場合	
------	--

(2) その他規定の整理

3 施行期日

令和8年4月1日